

ん爲に養育せらるゝを以て其用に達するを主とす故に船將仁恵なりとも夫れに泥み一旦の苦心を以て過ちを生ずるの類は最も戒る所也と聞く察するに素より天幸あるを以て其難事に驚かず只其身の壯健なるを欲するのみ風説には其地暑氣烈しくして常に病者ありと世界に航海する上は其如き地もあるへし君よく氣力を勵めて是等の暑邪を拂ふへし

假令不幸に逢ふとも其心志を替へざるは士の常ありと聞く然れども只光陰の早くして齡を増すを恐る今時外藩の番兵晝夜交代して休息あり且官命ありて居家預め其手段を爲せり斯一別以來草忙にして安居に暇あきを察せらるへし此後尙音信の期あらは必ず答書を賜らん事を願ふ氣

勢漸く衰ふるに隨ひ往時を夢む但し生命相全き時は天神の加護にて相見するを得ん日を數ふるにイメチヲ地名より至りし以來既に二十八年其間君には四方の奔命に暇あくして安居するを得ず是予か初め察する所にあらず且其理を諭さずして殘されたるに似たり其詞善良なりとも眞實からされは何ぞ思をあずへけんや後信にはグス人名に謝書忘れざるを願ふ是れ至て深切あるを以て其妻たる者はを告げされは誰か是を言はん初め君何地に居るやはしらす只來書を待て其地より書を贈らむ遠隔の事ゆへ已むを得ずといふものゝ他人に對しては違約とも言んか是を以て彼れ居らされは屢々不便の事あり因て移止皆彼に任す熟思するに其人仁心少しといへとも見る所あるを

以てあり

ニコライイワノウイチ人名も稀に問ふて助心せり借是迄は其事實を詳にせさりいか最早遠からず歸國に至らん事を知れり君善良ある心志といへとも家住を欲せず是れ世の風俗に化して外事に比較せらるゝからん父君も君に對話せん事を欲せり然れとも歸途繁忙の際無益に險路を渡るへからずと示し給ふ

其船中皆無事にして消光せしめられは歸途の安全を祈る予う心中多歳諸方に渡航せらるゝを欲せずといへとも身壯健にして四方の端末に至るハ航士の甘んずる所なれば長く其生命を全ふするを満足といふべきなり

本國にても去月中大風雨にて颶濤あり大浪昇騰し其土人

皆泣涕して助命を請へりと聞く併し政家の惠賜を以て無事なる者多しといふ

祖母君も君の歸途を心配して無事からん事を語り給へり是の如くなるを以て船士等早く衆議して歸國に赴ん事を祈る

今よりして相逢ふの事情に堪へず無事壯健にして接吻するの期を待つ其恭思斯のこと

千八百五十五年五月十一日 安政二卯年四月八日

會拔的傑牙

右之通譯仕候以上

辰九月

上原八郎

高貴ある砲士イハノウイチ魯世烏^{ロウセウ}に

都督布恬廷二度の厄難に逢ふといへども天幸を得たりと聞く其注進の書中に汝の書をも差越せるよきを以て官府より是を達せり吾子同育の交り今思掛なく來書を得る事喜ひに堪へず予は此節英吉利防禦の砲士となれり嚮に聞く諸州渡海の後去年日本に至り下田近邊におゐて海難に逢ひ船體を失ひしか助命せよといふ詳に其趣旨を知るに及んで戦慄驚歎す他人に問ふに亦同く其時フレガット船を救ふといへども能はず又逃れ去るに至て上陸せんとするに浮沉限りあく漸くに死を免れたりと親愛ある砲士如何にして死を免れしや如何ある心魂ありしや思ふに勝れるあらん然れども幼年より眞實に勤務せしを以て

其命を全ふす且書中の趣にては天神の與ふる所ありしや日々潔く飯を食む謹心して身を保てりと如何に其如しといふとも己れか心に誓て士氣を奪れざるやうにすへい

汝か頼みたる砲士ニフラウタ

人名

もいま陣を解す予と共

に一致して守衛し至て深切に相語るに其船士等の爲め然るべき策を求め渡海を就せしめんとす如此時は飛來らん事を欲するに似たり且其居る處調わさる事あく扶助せりといへども漸く氣勢倦勞を生せりと是を家族に告しに無事の幸を喜ひ言ひしは既に三夏を経し他出にして往時を思ひ若し此年存在せされは何を以て語るべきや海難にては濡衣を曬すにも困りしあらんと語り合へり予汝の爲に屢く注意し本國に歸り來らん事を欲す因て天

神に祈り日本に心を置さるやうに爲すへい今時の朝議汝等の爲にフレガット船を遣すへきのよし然れども來書に歸國は止百里魯西亞の領分にて日本の西北に當るより陸行せんかを書載せたり若し其ことくにて日本を離れし上は英吉利人等の爲に防く事を議談せよ殊に旅中の軍器は用意するにいかさるへい此儀に就ては疑を生る事あるへからず兼て聞く冬氣に至てはクンルツ地名未詳大河口に沿ふて來るより他事ありといへども其途一夜の大雪にて通する能はざる事ありアレキサントルマリユ帝稱歟未詳の時代より其證多しと聞く是等に由て考ふれば亦然らざるか如何に氣を勵し心を忙する時也とも夏月に至らされは其旅も成し易からず因て無益に心を勞せず其地滯留倦勞を生せりとも

其期を待つにしらす是を他人に議するに水陸とも大抵九十餘日あるを以て六七月の氣候にあらされは易からずと然らば旅装は調ふとも冬中は其地に滯留するにしくはな
し
申越せる趣も他説とに由て考ふるに其眞實ある詞を遮るにはあらされとも不承知の一事あり何とふればフレガット、シアナ船の海難に逢ひしは耽と繫止せざるに由れるあらんか然らされは救助の功ありといふへからず其様子を外見する者の意にては助法もあるへきに似たり予譽言するにシアナ船は其繫留の手段良き時は必損傷せしむへからずと思へり左れとも各譽の海上官に語るに其時機計るへからずといふ

今度の海難に於ても衆士動かすして其機を失ふにはあらず實に瞬息の事にして皆漸くに生活せりと併し無事あるを以て両親も悦び且歸國せんとの意をも知れり爰に父の命を受けて示すべき事あり宜しく信察し歸途に至らは旅中無事に到着するの幸を待つ思ふに旅儀調て後速に發すとも八月より末冬氣に至るふれは其趣旨は同僚のフロヤウレニヤ君に議すへし歸國の後是を謝せん汝告事に美麗ある手を以てす予は唯フレガット船不幸の苦心を慰る寸志を述るのみ

來書を以て推察するに其艱難は海底震の甚しき故と見へたり且其時再三の難所を防ぎ船を繋ぎ留めんとせしは彼のキユット名人にして其目覺しき事同僚のホトホルコウ子

リ、ロセウ名人及ひリウセトワル名人に勝り海震に乗し功を顯

す事衆人の及ふ所にあらず此烈しき機に臨み見へさりし

か自分其旨を経験して非常に熟達せりと因てコンチアロ

名人其功壯嚴あるに驚き后来預防の手段を顯せりと予察するに其爲す處少年の樂といへともあり得る事あらんコ

ンチアロ名人賢者ありといへとも智謀あるにあらす彼か成功を美として其解説をかし驚き居るは予に於て解せず汝も亦是を告るは至重の功と思へるや多才あるにも似合さる事也

予平常胷心を鎮靜にせん事を思ふ胷心鎮靜あらされは善良ある思慮の生すべきあり其接屬する所の様子を察するに擒に等しき意と見へたり何とふれは時節に於て餘義あ

き事とはいへ共頻りに相見ん事を望む是れいまた波濤の
艱難に習熟せざるより良もすれば厄を請て士氣を勵す事
を思はざるからん知己の者に由て其所爲を聞んとせしに
幸に心志の要旨を知り又其注進の意細を知れり就ては諸
事鎮靜を尊ふ草卒あるを戒むといふに注意すへし
此答書を以て隣察發明する事あらは大幸の至也但し是等
の旨は今いふにおよはず同僚の説話にても理會する所あ
れども僅かに予か寸志を記す又第二等の砲士も艱難に逢
ひしか助命の幸福を得たりと皆時運の爲す處といはん今
予は防禦をあり汝等は其地にあるか如し
砲司ニコウエウイテホセツ名人者重大之賞賜ありといへど
も彼の家御助け然るへきを以て其妹を都府に呼寄予等か

誠を以て諭せしに勤仕する事親懇にして汝歸國の近寄る
を算へ待てり

汝壯健無事ありといへども少く痛みを覺るを以て養護
せりと假令如何ある事ありとも氣勢を勵し柔弱の語に係
らざるを主とせば自ら恢復に至らん今示すへきの一事あ
り他方にありては兎角心志の撓ざるを要とす此語汝の心
に適せずとも其半はを用ひおは懶惰に至る事あるへから
す布恬廷および吳志傑勿知等に書を贈る事に暇かく且繁
忙にして多書を認る能はず因て汝より布恬廷はしめ知己
の面々に予か彼等の無事を賀せし事を傳ふへし

此書を以て愛慕ある吾子の手に贈る汝千万の度量あり
予か心慮只是を達し其顔を喜はしめんとするのみ

千八百五十五年五月八日 安政二卯年 四月五日

魯世萃書す

右之通翻譯仕候以上

辰九月

上原八郎

アレクニ 地の領主コレイロウ勿牙波泥

惠君是を掌握せよ

君等の爲に諸事善良からん事を思ふ處に今度の告書に船中皆不幸にして艱難に逢りと然れ共都督布恬廷其使節たるの意は遂けたる事實に大慶といふべき也左れとも難船の地に於ては波濤に打流され水死せんか餓死せんかと思

ひしに漸く陸に着て其難を逃れたるの委細を申越されしに由て國帝も是を歎息し給ひ尙彼等に大砲五拾挺備のレガット船を使さんと議すへきとの事なり然るに當時海戦の損害少なからず或は市街にれよふもあり因て即時に是等の事を取計ふ能はず何れにも少く摸様の事宜に隨て計らはんとす宜しく我等か胷中を察し自ら加養して其期を待つへし叔父も君を慕ひて可然傳ふへしといへり

都府聖歎的爾勃爾觚に於て 年月無之

亞古列兒書す

右之通翻譯仕候以上

上原八郎

海上官ピタチ子巴^ハ伴^バの

亞墨利加領ウイチヨ^人名より注進にてフレガット、シブナ船の不幸に係りし事を知れり其時に臨んては急時之所業必死を極むといへども船を救ふ能はず終に沈没にをよひ船中皆其近邊所々に上陸し漸く集會して互に其恙なきを喜へりと實に其艱難今察するに餘りあり其告知に由て示書を見るに其時烈しく働きか混雜の紛れに疵を生し今是を患ふ殊に其有様強烈ある地震にして颶濤瞬息の間に來り忽ち船を損失せし事おれは其手段をも盡す能はず亦如何ともする能はずと予是を聞て嘆息に堪へず併し又熟思するに今時佛蘭西英吉利人等都兒格に加勢し戰爭中おれ

は海上にて戦死するか或は擒とあらんより遙に勝れるならん然れども歸國之期に及んては是等の防をも爲さずんはあるへからず予甚た是を苦心す

教書をマリ^人、ワシリウイチ^名カコルヒナ^人ヲをよひカ^ヲ

シウエシゴ^名人より請取差越せり彼等も今時防禦中予も其

事に關係するを以て多書する能はず其上奔命暇なくして諸事に注意せり

我等の守衛艱難あるをも知らるへし彼のコイチスデル^ダ

ル^人ニコラ^名ヤパウノウチ^人は二月十八日^{安政二卯年}正月十四日

眞實に道を施し行ふ後終に死せり然れども其希望する所を達せずとの事也

其船士等に於ては遲速に拘らず無滞本國に歸らん事を希

祈す

千八百五十五年五月十二日 安政二卯年四月九日

都府聖歎的爾勃爾觚に於て

李^テ列^レ太^タ利^リ華^ワ伊^イ

列^レ世^セ牙^ヤ勿^フ知^チ

右之通翻譯仕候以上

辰九月

上原八郎

フレガットシアナ船に居る

アレキサントウラシミロセル | 古^コ爾^ニ仁^ニ羅^ロに

貴君に一書を呈す嚮にアルシエア 地名より都府ベテルブル

グに至り官府に出て四月六日 安政二卯年三月二日に至り其地海難

の様子を承知せり併シ皆無事にしてセイハノツイチ 人名

壯健也ときく實に大慶の至りあり貴君等の乗船天災に係

り一事は高位皇帝も思慮を苦め給ひ尙大砲五拾挺備の船

を遣す事を議すへ一どの命令あり然れども今時海陸とも

防禦暇あきを以て遣さんとする器具甚た稀也因て防禦の

模様を伺ひ事を計らんとす然る故に今暫く日本に在て身

心を養ふにいかす此地海上官等も皆同意也

ウ^ウス^スウ^ウク^クノ^ノニ^ニ | 人名君も貴君の事を談話して無事に都府に

歸らん事を希望せり急便あるを以て多事を認る能はず只

懇志に由て此書を贈る事此の如く

千八百五十五年五月十一日 安政二卯年四月八日

都府聖歐的爾勃爾觚に於て

亞屈弗知都書す

右之通翻譯仕候以上

辰九月

上原 八郎

ニカイルーニハロウイチ刺薩列

仁惠ある親友ミサ名人より本月二十日達せし書中にシアナ
船の不幸に逢ひし趣を告げ越せり然れども皆無事也と殊
に貴君に於ても幸に其難を免れ給ふ事我等か心中喜ひに
堪へず實に神祇の大ある仁惠と謂ふべきなり察するに其
危殆あるは恐怖といふも愚也上陸の後少しく安堵すとい

へとも暫時は意氣を鎮むる能はず此變事に於ては船中皆
此の如しと聞く

彼の書中にて君の天理を犯さざるを以て恙なきを知る宜
しく心思を慰め海難に助命するを顧みて存在するは幸福
也と思ひ給ふへしシアナ船の出帆に就ては發明せし事あ
るを以て子細もあるへからずと思ひしに海難に逢へるは
如何なる事にや併し遠からず安堵に至るは必定なれば是
を待給ふへし是等の告明に由て其恐怖の意を察し覺へず
嗟歎す然れども其如く神助あるを觀れば貴君に於ては必
ず厄難を遁れ給ふ事顯然たり免角他に在ては志氣を養ふ
事肝要也

貴君平常仁心あるを以て小難はありとも大危難を免れし

は大幸といふべき也大危難は本國諺に身命を天に任す時は却て難を免かると聞く今猶其如く此地親族皆無事に
て君を待つ殊に母公のいふレザレウ名人は如何せよと此
書を記す時に至て頻りに慕ひ給へりアレヤ名人も今月の末
都府ベテルブルガに歸るといふ

シアナ船の注進者亞墨利加の甲比丹ボンセツ名人より異國
の事を司るミニステル名官に達せりと聞けり今度エヲリム
ウワ名人ステバヌスツ名人およひ砲士ヌツ名人等も證書
を遣す能はず因て君宜しく彼等に予か來書の深切を謝せ
るよきを傳へ給るへい

千八百五十五年五月九日 安政二卯年 四月六日

都府聖猷的爾勃爾觚に於て

刺薩列華書す

右之通翻譯仕候

辰九月

上原八郎

右安政五戊午年七月友人より得て之を書寫す熟視するに
書中海難艱困之意を察し父母親族の深情を告げ又難に在
ては志を養ふを要すべく且士たる者は厄難に逢ふとも勇
氣を摧くなかれとの文體信意責善書表に顯れあつばれ勇
士の書通と思はる誠哉英佛都三國の強兵と三年の接戦勇
威をあらはせしも斯の如き士を多く養ふゆへんか尙今清
國の争亂追々傳聞するに官兵勇を震ふを聞かず歎息の至

り也我國の士くれくも外國人を以て禽獸の如く思ふの見
を捨て彼か累年強盛に至りし本末を廣く熟慮し悔りを彼
にうけざるを要すへきあり七月念六貞明再誌

海軍歴史卷之二

海軍歴史卷之三

海軍傳習之上

目錄

- 和蘭領事官ノ報告
- 和蘭艦將グフアピユス氏ノ意見書
- 傳習生員ノ指令
- 和蘭政府觀光艦ヲ贈ル
- 教師ノ給料ニ關スル領事官ノ書札
- 教師ノ待遇ニ關スルスムピング艦將ノ照會
- 大船製造掛ヘ命令書
- 傳習事業ノ伺書

海軍歴史卷之三

海軍傳習之上

我邦海軍ノ術歐式ニ準據シテ興ルモノハ當時ノ執政及
ヒ要路ニ當ル者ノ深ク往事ヲ鑒ミ後來ヲ計ルノ其宜シ
キヲ得タルニ出ルト雖モ固トヨリ和蘭國王多年ノ交際
ヲ推考シ忠告ノ懇切ナルニ胚胎シ且ツ嘉永ノ末安政ノ
始ニドロンクルキユルシユス氏ヲ我邦ニ派遣シ海外ノ形
勢ヲ詳明シ并ニヘデー之艦將フアピユス氏ノ建白甚々
精悉ニシテ我カ幕議ヲ促カスニ足レルヲ以テ終ニ海軍
創立ノ議決定ス後年我邦ノ海軍盛大ニ擴張シ國旗ヲ海
外ニ緞ヘシ武威ヲ輝カスニ到ルモ其最初當時ノ決議ニ

生スルナリ故ニ同氏ノ建言數章ヲ擧ケ以テ其厚意ヲ表
セントス觀ル者其繁襍長文ヲ怪シテ無用之筆記ト爲ス
ト勿レ

嘉永七甲寅年七月二日咬啗吧ノ都督使船長崎港ニ入ル此時
同地領事官ドンクルキニルシユスヨリ書ヲ我政府ニ寄セテ云
前同月一日咬啗吧都督使船長崎入津ニ付同所在留ノ和蘭
甲比丹ヨリ長崎鎮臺ヘ差出候書翰和解
長崎御奉行水野筑後守様ヘ咬啗吧都督ヨリ申越候ハ日本
御政府ヨリ御用ニテ帆前ノ船及蒸氣船長崎表ヘ可差遣ノ
御注文承知仕候右一條ニ付和蘭政府方御受申上候箇條左
之通

日本國帝之御望通り和蘭國王頻ニ相勤何卒御用相辨度勉

勵仕候心得ニ候

右一條ニ付頻ニ和蘭政府今專當惑仕候次第左之通

日本政府御注文ノ船差越候頃合並ニ御引渡迄ニハ彼是ト
手數相定不申候テハ不相叶事

御用之船爰元ヘ相廻候頃合難差定候間當年之風說別段申
上候彼國近國騷動致候事ハ日本政府ニ於テ御賢察被成下
候様可申立旨申越候

日本尊政府ニ於テ此度ノ歐羅巴頗強國ノ四洲海陸合戰ノ
事柄當節御承知可被成候事

右戰爭故ノ儀ト相見此度ノ咬啗吧出帆ノ頃迄阿蘭陀ヨリ
ノ便間ニ合不申候

阿蘭陀ハ右戰爭ニ懸リ合ハ無之候得共歐羅巴洲ノ習トシ

テ他ニ戦争有之候時ハ自國其患無之共軍艦及武器必用ノ
品他國へ出サス阿蘭陀ハ勿論其他ニ於テモ同様ニ有之候
故他國ノ船買求差出候儀モ差支候帆前ノ商船或ハ商用蒸
氣船スヲ今ハ買求メ手ニ入兼候時節ニ候得共日本ノ思召
信義ノ程阿蘭陀國王ニ於テモ厚ク相心得候處ヨリ日本永
世不朽太平安全策ノ爲日本海上船御改正御手傳相勤度所
存ニテ商用蒸氣船買調方ノ命令ヲ下シ候事ニ候乍去未々
此度ノ便迄ニハ右船手ニ入不申旨申越候乍然無程手ニ入
可申候左候ハ、急速咬嚼吧ノ方へ相廻シ夫ヨリ早々長崎
へ差越候様可仕候
前文申上候次第ニ有之候得ハ右蒸氣船イツ頃迄ニ参リ候
ト申頃合睨ト取極難申上候

和蘭政府勘考仕候ニ於テ日本政府右様御執心ノ事ニ候得
ハ先早々蒸氣仕懸ノ工夫辨知用心ハ勿論船指揮ノ都合何
卒御傳達申度志望ニ候
右御傳達仕リ御吞込ニ相成候ハ、此後御用ノ船到着直ニ
實用ヲ成候ト奉存候
右申上候通ノ次第有之御用ノ船御注文通相備候迄何卒和
蘭政府無事ニ有之度近世之時勢只々懸念ノ時節ニ候
和蘭政府事モ兔角時節ヲ懸念イタシ候時ナレトモ於日本
國ハ誠ニ太平結構ノ事ニ候
昨年咬嚼吧政府懸合越候ニハ今日日本ハ至極太平ノ時節ニ
有之候趣ハ文通ヲ以テ承知仕候儀雖然船々御備方ノ御趣
意相成候事ハ若戦争ノ兆シニテハ無之哉ト只々案シ候事

ノ様子ニ候勿論右様ノ譯ニ無之段ハ精々昨年來申越只日本政府ニテ御趣意有テ右様ノ思召出候事有之段ハ委細申越置候

和蘭國王巨細承知仕度儀ハ北アメリカ合衆國及魯西亞國ヨリ船勢罷出候一件ノ事ニ候右一件和蘭國ニ未タ一切突留タル説不承知候和蘭商船歸便ヲ得委細ノ事承リ候ハ餘程月日ヲ經不申候テハ不相叶事ニ候依之和蘭國命令ヲ下シ咬啗吧蒸氣軍船ヲ長崎へ差出候儀ニテ敢テ日本政府へ御應答仕リ候譯ニ無之只私迄摸樣問合可申候トノ儀ニ有之都督職右命令ヲ受ケ和蘭蒸氣船スームピング船將次官グハ―ピス差越候儀ニ御座候

右蒸氣船前文ノ次第ニテ罷出候ニ付テハ和蘭ヨリ命シ候

儀私承知致候テ咬啗吧へ歸帆可爲致儀ニ御座候

扱又和蘭政府ヨリ今頻ニ承知仕度儀ハ北アメリカ合衆國政府及魯西亞政府ヨリ申立候事柄ニ付如何様ノ御都合ニ相成候事哉伺度奉存候其趣意ハ外國ノ人民御取扱振リ和蘭ヨリモ上等ノ儀御座候ハ、和蘭モ同様御約諾ヲ受度和蘭政府志望ニ御座候

右ノ次第ハ御勘考被成下何卒速ニ江戸尊政府へ仰立下サレ候様奉願候

前文申上候通和蘭政府蒸氣船スームピングヲ以テ申越候事柄ニ付御沙汰被成下候様奉存候左候ハ早々夫等ノ趣申越候様仕度奉希候右之通和蘭政府ヨリ申付越候次第謹テ奉申上候

寅七月六日

甲比丹

ドンクルキユルシユス

長崎御奉行

水野筑後守様

當閏七月九日以御書付被仰付之趣奉承知候隨而右に付當
蒸氣船スームピング船主役問合方仕書面にて相答候様及
相談候處則書面相仕立私義迄送候右に付右寫奉御覽ニ入
候此段謹而奉申上候

かびさん

どんくるきよるまゆい

右之通和解差上申候以上

寅七月十二日

西吉兵衛印

西慶太郎印

榎林榮七郎印

寫

和蘭國之蒸氣船之者當寅閏七月十日於出島認之

一長崎御奉行所より御問合ニ相成候趣を以て御書面披見仕
篤と勘考仕候處蒸氣船運用大筒類用法製造或は蒸氣機關
取扱方船打建方等何れも執行行届様教導致候ふは夫々事
柄多く有之事故其教方致候人物數人無之候而は難届可有
之候

一此度之一件ニ就ては自分官位之論よりは先事柄を大切と

致候事と考候夫々之事柄を傳教致し候は夫々之事は熟練之輩ニ無之候而は不相叶申然は先士官之輩ニ無之候而は不叶事哉ニ考候

一水夫之仕業是亦大切之事ニ有之就而は水夫に仕立候日本人之所にては初之程は諸道具取付離しの工合帆の取付離しの工合所謂水夫の仕業の事ニ而加勢致し漸く執行致候様有之度事ニ候

一傳授致候輩一ヶ年何程位之めてかい高一存ニ而決しかたぐして考るに此度日本御奉行所ニ而其機ニ適當致し人物御召ニも相成候思召ニ候得は先何程位之金錢夫か爲に御備ニ相成尙御出方之御都合且又右教導の爲罷出候者滯在中何等之事ニ御免相成候と申儀は勿論御取扱振り等之儀

承知仕度事ニ候

一右申上候儀御決斷有之候上は事ニ功者にして至極適當之人物を撰み罷出及教導候得ハ即左之通の學術ニ而

- 地理學 窮理學 星學 測量學 機關學 按針學
- 船打建方學 砲術學

右之外軍用武備ニ携候諸學
一夫々の事柄ニ由而は適れ夫々の人物無之而は不相叶儀ハ顯然之事ニ候然共又稀には一人ニ而幾事も傳教致候様之輩も有之候然と雖も傳授を受候輩之所に而は其師する者他事ニ繁多かれは其一事ニ而已拘り候儀不出來故教方不充分事間く有之候此故ニ願ハくは一事く々に夫々熟煉之輩より教導可然事と考候儀ニ候

一 國民の幸福を増んと欲せハ先相應之執行人を撰み以て事の教導を旨と致候儀先第一の事ニ候

一事ニ怠有之其執行不充分時は後日憂ると雖も益なき事

一 往古よりの錄説は公之書也斯る理屈之事ハ混分幾丁ニ歟記し有之事ニ候

一 右一件傳教致候人物其學識精功ニ於て歐羅巴にて事足り今日を安く送候輩にて數千里を隔候海外ニ赴き候ニ不及然るを言葉は勿論作法振合等も其本國とハ甚異ニ候處ニ至候ニ付夫等之情合日本ニ而能御勘考有之度候

一 是等之所日本御奉行所ニ而深く御含彼是之儀御決斷ニ相成有御座度候

一 右様之義ニ師と成候程之人は先其身之爲ニ相成候事ニ而

も無之而は遠海を渡り罷出申間敷哉ニ候

一 右之儀ニ付尙又爰に極々先之處染筆仕度候は右之柄く能く相定決着仕候様有之度候

一 師ニ相成日本へ罷出候輩滞在中「フレイハイデン」上は王侯より下は王侯階民に至る迄人たる者たけの自由自在の義子細有之間敷通常上下の差別無之今日を送候心得之義候

一 日本にて御取扱の御振合一件御遇接振等御入用も相掛罷出候者之義ニ付彌以宜可有之候

一 あてかい御渡方之御振合且又右師たる人物如何之御都合ニ而何方ニ滞留可仕哉承知仕度候

一事の執行益を求め候爲師とく物を習候ニ何きの道何きの國と雖も矢張同様之譯ニ有之候

一右ニ付乗渡候輩の衣食等之儀ニ付御問合之儀勿論是ハ手
賄之事ニ被存候此義者其輩比心得内之事と被存候

一右之外「ウエルフ」船打「ドックヘルリング」各船修覆或ハ掃除取繕ひ場等之
儀者既ニ先日海勢船備之一件申述候頃申立候義ニ候尙爰

ニ又々此事を申述度候

一海勢船備を得んと欲せは軍船就中蒸氣船を不得ハ叶はず
然る時ハ先差當り必要たる者「ウエルフ」ニ候此物無之而者
船修理之手當且取立方或ハ船底等之見改不出來道理ニ候

一右等之事の爲「ドログドック」乾燥船修復場或ハ「スレープヘルリ
ング」摺送勾配の處を云ふあらされハ蒸氣船ニおなてハ彌以其都合
不出來事ニ候

一右等之趣向取製候ニ者若干之金錢費候者勿論之義ニ而數

多之時日夫か爲ふ掛り候事ニ候

一右之趣向取製候爲入費金錢之高ハ最前より見込出來不申
右等之儀取掛り候以前ニ先其所之地面見定夫々手數い
見不申以前ニ者決着出來かた候

一其土堅剛ニ有之候歟又ハ柔弱ニ候歟或ハ其所之地面ニ柱
と建仕切を付候爲ふ其趣向をか候歟其可否或ハ其所掘
穿候ニ容易ある歟又者不就して其所岩ある歟利害あるふ
於て其入費ふ拘る譯ふて其工合ふ依り失か爲之失費様々
異同可有之候

一右等之儀取調候以前其地面之所右等之事ニ携候巧者之人
物を見分穿鑿せしめ候様可有之事ニ候右見分穿鑿方之儀
「ワートルスタート」水のありさまなりの事を心得候職分の者の任よ